

## 公 告

「広川町新庁舎 会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入」について、条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び広川町財務規則（平成 19 年広川町規則第 10 号）（以下「財務規則」という。）第 92 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

広川町長 渡 邊 元 喜

### 記

#### 「広川町新庁舎 会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入」入札要項

##### 1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 広川町新庁舎 会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入
- (2) 内 容 別紙「広川町新庁舎 会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 納 品 日 令和 4 年 8 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 広川町役場新庁舎  
※令和 4 年 5 月末完成予定
- (5) 契約方法 契約は、物品売買契約とする。  
契約条項については「3. 契約条項及び仕様書の交付」を参照すること。
- (6) 代金の支払 代金の支払いは、納品検査終了後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

##### 2. 参加資格要件

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福岡県内に本・支店・営業所又は営業窓口等の事業所を有すること。
- (3) 令和 4・5 年度広川町競争入札参加資格者名簿に下記の業種で登録されていること。  
「・物品納入部門 事務用品 事務用家具」
- (4) 広川町指名停止等措置要綱（平成 25 年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (6) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規

定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

### 3. 契約条項及び仕様書等の交付

契約条項及び仕様書は、福岡県広川町公式ホームページより取得するものとする。

- (1) 契約条項は、別紙「物品類売買仮契約書」、「物品類売買契約約款」のとおりとする。
- (2) 仕様書は、別紙「広川町新庁舎 会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入仕様書」のとおりとする。

### 4. 仕様書に関する質問

- (1) 質問期間 本公告の日から令和4年5月2日（月）17時まで
- (2) 質問方法 指定の質問書（様式第1号）を用い、下記メールアドレスまで送付すること。  
総務課 庁舎建設推進室：tyousya@town.hirokawa.lg.jp
- (3) 質問回答 令和4年5月9日（月）までに広川町公式ホームページに公表する。

### 5. 入札参加申請及び参加資格確認書類の提出等

入札の参加希望者は、以下（4）の書類を提出しなければならない。なお、期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 本公告の日から令和4年5月11日（水）12時まで（必着）
- (2) 提出場所 広川町役場 総務課 庁舎建設推進室（「11. 問い合わせ先（2）」参照）
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留等）による。

郵送した場合は、その旨「11. 問い合わせ先（2）」へ連絡すること。

- (4) 提出書類は次のとおりとし、各様式は福岡県広川町公式ホームページより取得すること。

入札参加資格審査申請書（様式第3号）：1部

- (5) 参加資格審査の結果通知日 令和4年5月13日（金）

提出書類に基づき契約事務等審査会による審査後、「参加資格審査結果通知書」をメール及び文書により送付する。

### 6. 入札保証金 免除する。

### 7. 入 札

入札参加者は、広川町長より参加資格があることが確認された旨の通知を受けた者であり、別に定める広川町競争入札心得書（共通）、広川郵便入札実施要領及び郵便入札説明書（以下「心得書等」という。）を遵守し、下記のとおり入札書（様式第8号）及び内訳書（様式第9号）（以下「入札書等」という。）を提出すること。

- (1) 入札書の提出期間 令和4年5月16日（月）～令和4年5月23日（月）17時必着
- (2) 入札書の提出方法 一般書留又は簡易書留もしくは持参  
内訳書の提出がない入札書は無効とするので注意すること。  
内訳書の明細書に応札したメーカーに印（）をつけること。

- (3) 入札書の提出場所 11. 問い合わせ先（1）

- (4) 入札書の日付は、令和4年5月24日を記入すること。

(5) 入札回数は2回とする。

第1回目入札において予定価格の制限の範囲内での価格の入札がない場合は再度入札を行う。再度入札に係る入札日程については、入札参加者(辞退者を除く)に対して別に通知する。

(6) 入札を辞退する場合は、令和4年5月23日(月)17時までに入札参加辞退届(様式第10号)を「11. 問い合わせ先(1)」へ提出すること。

(7) 開札日時及び場所 令和4年5月24日(火) 9時00分(予定) 広川町役場 3階 大会議室

## 8. 開札の立会

開札の立会いは、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、応札者の立会いは行わず、当該入札事務に係りの無い職員を2名立ち合わせる。

## 9. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として要する。ただし、財務規則第122条第1項の各号に該当する場合は免除する。

## 10. その他

(1) その他、入札実施にあたっての詳細事項は別紙「仕様書」等によること。

(2) 提出書類作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類のうち押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。

(5) 本契約は、「議会の議決を経なければ締結できない契約」に該当するため、落札決定後に仮契約書に記名押印し、議会(令和4年6月議会の予定)の議決又は、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分があったときは、これを本契約とみなす。

なお、仮契約が本契約となる間において、「2. 参加資格要件」に該当しなくなった場合は、当該仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

(6) 物品の搬入・搬出等の際に知り得た業務上の秘密は第三者に漏洩しないこと。

(7) 本事業の契約及び遂行にあたっては、財務規則により、本町と十分に協議し、スケジュール、その他必要事項を決定すること。

## 11. 問い合わせ先(当該事業に関する事務を担当する部局の名称)

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1 広川町役場 FAX: 0943-32-5164

(1) 入札手続き等の問い合わせ先

会計室 TEL: 0943-32-1951 内線160・102 E-mail: kaikei@town.hirokawa.lg.jp

(2) 購入に係る仕様書等の問い合わせ先

総務課庁舎建設推進室 TEL: 0943-32-1255 内線201 E-mail: tyousya@town.hirokawa.lg.jp

以上